

従業員の雇用と退職時に際しての必要書類について

平素は、当組合の運営にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

近年、事業主と従業員間のトラブルが大変多くなっております。

契約期間や賃金、業務内容等を書面にしていなかったがために、退職時に様々な揉め事が起きております。下記の書類を必ず作成しておかれることが、お互いの為に望ましいかと思えます。正社員のみならず、パートやアルバイトの方々にも同様に書類を交わしてください。

・雇用時 → **労働条件通知書 兼 雇用契約書**に記載し、就業者に内容をしっかりと確認してお互い納得の上、記名してもらいます。

(正社員用 契約社員用 パート or アルバイト用があります。)

・退職時 → **退職願・退職届**に退職日等を明記の上、必ず退職者から提出して貰ってください。

「うちは大丈夫!」と思って書面での取り交わしをしていなかった事業主の方が、退職される従業員と揉められ、社労士の先生の仲介を得て解決(それなりの金額の支払を余儀なくされた)する事態が起きております。

※ご不明な点がございましたら下記までお問合せ下さい。

問合せ先：大阪府麺類食堂業生活衛生同業組合 労働保険担当者まで

大阪市西区北堀江 1-11-10

TEL:06-6531-2417